

平成27年2月
鹿児島市水道局経理課

建設コンサルタント業務等の入札制度について

本局では、建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度について、次のとおり導入することとしましたので、お知らせします。

<建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の導入について>

1 対象業務

測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務（建築コンサルタント業務及び設備コンサルタント業務）、土木関係の建設コンサルタント業務（土木コンサルタント業務）及び地質調査業務

2 対象案件

予定価格に関わらず全ての競争入札案件が対象

3 算定方法

ア 地質調査業務以外 予定価格に10分の8を乗じて得た額

イ 地質調査業務 予定価格に10分の8.5を乗じて得た額

4 実施時期

平成27年4月1日以降に行う制限付き一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分から適用する。

※ 平成27年4月1日以降に行われる入札であっても、平成27年3月31日までに行われた制限付き一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、本制度の対象とはなりませんので、ご注意ください。

(問い合わせ先)

鹿児島市水道局経理課契約係

TEL 099-213-8511